

愛南町山出憩いの里温泉
指定管理者募集要項

令和 8 年 8 月

愛 南 町

目 次

1	指定管理者募集の目的	3
2	施設の概要	3
3	申請をすることができる団体の資格等	4
4	申請を受け付ける期間等	5
5	申請に必要な書類	5
6	指定管理者の候補者の選定	6
7	指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲	7
8	管理運営収入	8
9	指定期間	9
10	協定の締結	9
11	業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項	10
12	指定期間満了前の取消し	10
13	事務の引継ぎ	11
14	原状回復義務	11
15	その他	11
16	添付資料	13
17	問い合わせ先	14

別紙 1 指定管理者募集スケジュール

別紙 2 指定管理者候補者選定基準

愛南町山出憩いの里温泉 指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

愛南町では、町民のやすらぎの場及びふれあい交流の拠点として親しまれるとともに、住民福祉の向上及び健康の増進を図り、併せて地域の連帯及び町の活性化に資するため、愛南町山出憩いの里温泉（以下「山出温泉」という。）を設置しています。

山出温泉などの公の施設の管理運営業務を、効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び愛南町地域コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例（平成 22 年愛南町条例第 7 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づき、指定管理者制度を導入することとなりましたので、次のとおり山出温泉の指定管理者を募集します。

2 施設の概要

①	名称	愛南町山出憩いの里温泉
②	所在地	愛媛県南宇和郡愛南町緑乙 4082 番地 1
③	設置目的	町民のやすらぎの場及びふれあい交流の拠点として親しまれるとともに、住民福祉の向上及び健康の増進を図り、併せて地域の連帯及び町の活性化に資するため設置する。
④	内容	やすらぎ交流館 1 階床面積 407.81 m ² 2 階床面積 260.28 m ² 延床面積 668.09 m ² 温泉施設（浴室増築・既存部分）床面積 459.30 m ² 体験創造館、ログハウス
		施設（交流室、研修室、食堂、浴室、家族風呂、休憩室）、 キャンプ場、テントサイト
⑤	開館(設置)年月	昭和 48 年 4 月（やすらぎ交流館 平成 7 年 4 月）
⑥	利用時間	浴室・家族風呂 午前 10 時から午後 9 時まで 体験創造館・ログハウス・キャンプ場 終日 その他の施設 午前 9 時から午後 9 時まで
⑦	休館日	毎週水曜日
⑧	利用状況 (令和 7 年度)	入館者数 29,186 人 レジ通過者数 29,186 人 営業日数 310 日

3 申請をすることができる団体の資格等

(1) 申請資格

指定期間を通して、愛南町（以下「町」という。）に主たる事務所を有する法人及びその他の団体（以下「団体」という。）で、次の各号のいずれにも該当しない団体とします。

ア 町税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき再生又は再生手続きをしている団体

ウ 町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名留保又は指名停止措置を受けている団体

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する団体

オ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある団体

カ 町における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う団体

ク 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

ケ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

(ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同法第 166 条第 2 項及び第 168 条第 7 項において準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 成年被後見人又は被保佐人

(エ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第 31 条第 7 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

(カ) 暴力団の構成員等

(2) 複数の団体による申請

施設のサービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体（以下「コンソーシアム」という。）が共同して申請ができます。この場合、次の事項に留意してください。

ア コンソーシアムの名称を設定し、コンソーシアム内で代表となる団体を選定してください。なお、代表となる団体又は構成員の変更は、原則として認めません。

イ 当該コンソーシアムの構成員は、別のコンソーシアムの構成員となり又は単独で申請することはできません。

ウ コンソーシアムのすべての構成員が（１）の申請資格を満たしている必要があります。

エ ５（１）の提出書類のうち２及び５から１２までについては、すべての構成員から提出してください。

(3) 申請資格の留意事項

ア 団体は、株式会社、任意団体等の組織の形態を問いませんが、個人は申請資格を有しません。

イ 山出温泉の管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとしますが、愛南町議会における指定管理者の指定の議決までに登記事項証明書を提出してください。

4 申請を受け付ける期間等

(1) 受付期間及び申込方法

ア 令和８年８月１０日（月）から令和８年９月３０日（水）までの執務時間中（午前８時３０分から午後５時１５分まで）とします。

イ 提出書類は、持参してください。

(2) 申込先

愛南町城辺甲 2420 番地

愛南町役場 総務課 財産管理室 TEL : 72-1211

商工観光課 TEL : 72-7315

5 申請に必要な書類

(1) 提出書類

申請時に下記の書類を提出してください。（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 を原則とします。）

提出書類一覧		提出部数
1	申請書（様式１）	１部
2	宣誓書（様式２）	１部

3 事業計画書（様式3）	1 部
4 収支計画書（様式4）	1 部
5 納税証明書（発行の日から1か月以内のもの（証明願を提出））	1 部 (原本)
6 申立書（様式5）	1 部
7 定款、寄附行為又はこれらに類する書類	1 部
8 登記事項証明書又はこれに類する書類（発行の日から3か月以内のもの）	1 部 (原本)
9 直近の事業年度分の財務書類（貸借対照表、損益計算書等）	1 部
10 団体概要書（事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・方針、事業内容等）	1 部
11 役員名簿	1 部
12 印鑑証明書（発行の日から3か月以内のもの）	1 部 (原本)

(2) 提出書類の著作権、情報公開

ア 申請者が提出した書類（以下「申請書類」という。）の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は指定管理者の公表等必要な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。また、申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

イ 申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

(3) 申請に当たっての留意事項

ア 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差替えは、原則として認めません。

イ 申請者一団体につき、申請は1回のみとします。また、複数の事業計画書を提出することはできません。

ウ 書類審査前に書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答、また、必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。

エ 申請書類等を提出した後に辞退するときは、辞退届を提出してください。

6 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

愛南町指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）において、選定基準に基づいて総合的に評価を行い、候補者を選定します。

(2) 選定基準は、次のとおりです。なお、評価項目については、別紙2「選定基準」を参照してください。

ア 山出温泉の管理を適正かつ確実に行うことができると認められること。

イ 山出温泉の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができる

と認められること。

(3) 審査等

ア 候補者の選定に当たっては、申請書類により申請資格、提案内容等の書類審査を行います。

イ 必要に応じて面接審査を行います。面接審査の日時、場所等については、該当申請者に対して書面で通知します。

(4) 候補者の選定

審査の後、委員会で申請者の評価を行い、指定管理者として適当と認められる申請者に順位を付し、第1位の者を指定管理者の候補者として選定します。

その結果に基づき、町長が指定管理者の候補者を決定し、審査該当者全員に書面で通知するとともに、その旨を公表します。

(5) 選定対象の除外

応募者が次の要件に該当する場合、選定対象から除外します。なお、構成員のいずれかが要件に該当したコンソーシアムについても選定対象から除外します。

ア 申請書類提出期間に所定の書類が整わなかった場合

イ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合

ウ 申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合

エ 申請書類に虚偽又は不正があった場合

オ 委員会委員に個別に接触した場合

カ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

キ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合

ク その他不正な行為があった場合

7 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(1) 管理の基準等

指定管理者は、以下の基準を守って管理運営業務を行ってください。

ア 関係法令等の遵守

山出温泉の管理運営に当たっては、地方自治法、愛南町地域コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例及び愛南町個人情報保護条例など、業務を行うに当たっては指定管理者が当然に適用を受ける関係法令、仕様書、協定書を遵守してください。

イ 施設・設備の維持管理

管理運営業務を行うに当たっては、利用者が快適に施設等を利用できるよう適切な維持管理を行ってください。

ウ 緊急時の対応

指定管理者は、山出温泉において利用者等に被災や災害その他の事故等が発生した場合、現場で対応する責任を有し、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに町に報告しなければなりません。

エ 業務を通じて取得した個人に関する情報の取扱い

指定管理者は、愛南町個人情報保護条例を遵守するとともに、個人情報の取り扱いには十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じてください。

オ 地域との連携

山出温泉の運営に当たっては、周辺地域との連携を図り、豊かな自然環境や地域資源を生かして、町民のやすらぎの場及びふれあい交流の拠点として親しまれる運営を行ってください。

(2) 指定管理者が行う業務

ア 山出温泉の事業の実施に関する業務

イ 山出温泉の利用の許可及び利用の制限に関する業務

ウ 山出温泉の利用に係る料金の収受に関する業務

エ 施設及び設備の維持管理に関する業務

オ その他町長が定める業務

(留意事項)

※ 業務の内容の詳細は、添付資料の「山出憩いの里温泉指定管理者業務仕様書」を参照してください。

※ 管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、事前に町長の承諾を受けた場合に、業務の一部を専門の事業者に委託することができます。

8 管理運営収入

指定管理者は、次に掲げる利用料金その他の収入及び町が支払う委託料により、管理運営を行うことになります。

(1) 利用料金制

山出温泉の管理運営に当たっては、地方自治法第244条の2第8項で定める利用料金制を採用しますので、施設等の利用者が支払う利用料金や指定管理者が実施できる自主事業の収入（以下「利用料金等」という。）を、指定管理者の収入とすることができます。

(2) 委託料

管理運営にかかる経費のうち一定の額については、町が指定管理者に対し委託料として支払います。町が支払う委託料の額は、毎年度8,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限として、予算の範囲内で、年度ごとに締結する協定書で定めます。また、委託料の支払時期については、4半期ごとの前金払いとなります。

なお、原則として、増額は行いませんので、事業計画及び収支計画立案の際は注意してください。

(3) 会計年度区分

経理は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分して整理し

てください。管理運営に係る収入及び支出については独立した預金口座を設けて管理を行い、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を会計年度ごとに区分して整理してください。

(4) その他

町長又は指定管理者は、指定期間中に賃金水準又は物価水準の変動により当初合意された指定管理委託料が不適當となったと認めるときは、相手方に対して通知を持って指定管理委託料の変更を申し出ることができるものとします。

町長又は指定管理者は、申し出を受けた場合は、協議に応じなければなりません。変更の可否や変更金額等については、協議により決定するものとします。

9 指定期間

指定の期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間を予定しています。ただし、指定管理者が町長の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

10 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の指定には、愛南町議会の議決が必要です。前記6で指定した候補者を指定管理者に指定する議案を議会に上程し、議決を経て指定管理者に指定された後、町と施設に関する協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

協定の内容は次のとおりです。

- ア 業務に関する基本的な事項
- イ 委託料に関する事項
- ウ 利用料金に関する事項
- エ 事業計画・事業報告に関する事項
- オ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- カ 指定期間に関する事項
- キ 個人情報の保護・情報公開に関する事項
- ク 指定管理者と町の責任分担に関する事項
- ケ 損害賠償及び原状回復に関する事項
- コ 業務の引継ぎに関する事項
- サ その他必要となる事項

(3) その他

ア 指定管理者がコンソーシアムの場合は、コンソーシアムを指定することとします。ただし、協定はコンソーシアムの全構成員と締結します。

イ 協定で定めた事項については、基本的に改定は行いません。ただし、特別の事情があるときは、協議の上、協定を改定することができます。

11 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項

指定管理者の業務開始前までの期間に、候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すことがあります。

なお、指定管理者等がコンソーシアムの場合は、代表団体が次の事項のいずれかに該当した場合に、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すとともに、構成員が該当した場合は、代表団体が当該構成員に代え、新たに他の構成員を協定に加えるなど、継続して業務を適正に遂行するための措置を講ずることができない場合は、同様に取り消すこととします。

おって、取消しとなった場合は、前記6（4）の申請者の順位付けにおいて第2位に決定した申請者を指定管理者の候補者として選定することがあります。

- （1）愛南町議会において指定に係る議案が否決されたとき。
- （2）指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- （3）資金事情の悪化等により、常務の履行が確実でないと認められるとき。
- （4）指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- （5）正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- （6）この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。
- （7）その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不適當と認められる事情が発生したとき。

12 指定期間満了前の取消し

（1）町による指定の取消し

町は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、指定期間満了前に指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとします。

ア 指定管理者が業務に際し不正行為を行ったとき。

イ 指定管理者が町に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

ウ 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

エ 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定締結の解除の申出があったとき。

オ 指定管理者が次の事項のいずれかに該当するとき。（指定管理者がコンソーシアムの場合は、代表団体が次の事項のいずれかに該当したとき。また、構成員が該当した場合は、代表団体が当該構成員に代え、新たに他の構成員を協定に加えるなど、継続して業務を適正に遂行するための措置を講ずることができないとき。）

(ア) この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。

(イ) 資金事情の悪化等により、業務の遂行が確実にないと認められるとき。
カ その他町が必要と認めるとき。

(2) 不可抗力等による場合

不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置しなければなりません。不可抗力その他町又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務の可否について、町と協議することができるものとします。協議の結果、やむをえないと判断された場合、町は指定の取り消しを行うものとします。

(3) 管理運営業務の水準が低下した場合の措置

定期的に実地調査を行い、指定管理者の業務が仕様書に規定した内容や水準を満たしていないと判断した場合、是正や改善等必要な指示を行い、指示に従わないときその他管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることがあります。

(4) 損害賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定が取り消され、又は業務停止となり、町に損害が発生したときは、町は損害賠償請求をすることとします。

13 事務の引継ぎ

指定管理者は、協定発効までの間、指定管理者に係る必要書類の作成、各種印刷物の作成、業務の引継ぎ、研修等を行うものとし、その経費負担は、原則として指定管理者の負担とします。また、指定の終了に際しては、次期管理者に対し、円滑かつ支障なく、山出温泉の業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

14 原状回復義務

指定管理者は、指定期間が終了したときは、その管理をしないこととなった、山出温泉の当該施設又は設備を速やかに現状に回復しなければなりません。ただし、原状回復に要しないことについて、町の承認を得たときはこの限りではありません。

15 その他

(1) 指定管理者と町の責任分担

山出温泉の管理運営に関する指定管理者と町の責任分担は、概ね次のとおりとし、詳細は、町と指定管理者で締結する協定で定めます。

項 目	内 容	町	指定管理者
7に掲げる業務			○
周辺地域住民及び施設利用者へ	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する要望		○

の対応	及び苦情対応		
	上記以外	○	
条例等の改正	使用料	○	
施設（建物・付属施設・機械設備）	保守点検、維持管理		○
安全衛生管理			○
災害時における初期対応	待機、連絡体制確保、災害調査・報告、応急措置	（指示）	○
施設の大規模改修	町が必要とする躯体に係る改修等	○	
施設の維持管理に係る修繕	施設の維持管理に係る年間 100 万円までの修繕。これを超えた場合は、1 件につき 10 万円未満の修繕		○
備品の購入及び管理	備品の修理、更新、新規調達	（協議）	○
天災時の不可抗力	災害復旧	○	
利用者や第三者への賠償	指定管理者が行う業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）		○
	町の責めに帰すべき理由により生じた損害	○	
物価及び金利の変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
	金利の変動に伴う経費の増		○
保険の付保	管理運営にあたり、自らのリスクに対して適切な範囲で保険等に参加		○
	火災保険（共済）加入	○	

※ 施設等の本来の効用持続年数を維持するために必要な維持補修は、施設の管理に属するものであるため、原則として指定管理者が実施するものとします。

（２）募集要項等の配付

- ア 配付期間 令和 8 年 8 月 10 日（月）から令和 8 年 9 月 30 日（水）までの平日
- イ 配付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- ウ 配付場所 愛南町役場 総務課 財産管理室及び商工観光課
- エ その他 募集要項等の一部については、愛南町のホームページからダウンロードできます。 <http://www.town.ainan.ehime.jp>

(3) 質問事項の受付

募集に関する質問を次により受け付けます。

ア 受付期間

令和8年 8月 10日 (月) から

令和8年 9月 17日 (木) 午後5時 15分まで

イ 受付方法

別添の「質問票」を電子メール又はファクシミリで愛南町役場 商工観光課まで提出してください。電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。

ウ 質問に対する回答

(ア) 質問事項に対する第1回目の回答は、9月中旬の現地説明会で行います。

(イ) 2回目以降の回答は、現地説明会出席団体に随時ファクシミリ又は電子メールで送付します。

(4) 資料の閲覧

閲覧(建設工事竣工図、関係法令等)を希望する場合は、あらかじめ愛南町役場 商工観光課へ連絡し予約の上閲覧してください。

ア 閲覧期間 令和8年8月10日(月)から令和8年9月17日(木)までの
平日

イ 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 閲覧場所 愛南町役場 商工観光課

(5) 費用の負担

指定管理者の申請から、業務の引継ぎを行うまでの期間(令和4年3月31日)までにかかる必要な経費は、申請者が負担することとします。

(6) 町が提供する資料の目的外使用の禁止

町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

(7) 現地説明会の実施

説明会を次のとおり行う予定としておりますので、参加を希望される方は「現地説明会参加申込書」を電子メール又はファクシミリで愛南町商工観光課に令和8年9月2日(水)午後5時15分までに提出してください。

ア 日時 令和8年9月中旬(要相談)

イ 場所 山出憩いの里温泉

ウ 内容

(ア) 募集要項及び業務仕様書の説明・質疑応答

(イ) 施設見学

16 添付資料

ア 山出憩いの里温泉指定管理者業務仕様書

イ 愛南町地域コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例

ウ 愛南町地域コミュニティ施設の使用料に関する条例

17 問い合わせ先

愛南町城辺甲 2420 番地

愛南町役場 商工観光課（担当 澤近）

TEL 0895-72-7315

FAX 0895-72-3517

E-mail shokokanko@town.ainan.ehime.jp

別紙 1

指定管理者募集スケジュール

令和 8 年 8 月 10 日（月）	募集要項の配布 質問の受付開始 申請の受付開始
令和 8 年 8 月 10 日（月）から	資料の閲覧開始
令和 8 年 9 月 2 日（水）	現地説明会参加申込の受付締切 午後 5 時 15 分
令和 8 年 9 月中旬まで	現地説明会 質問に対する回答（第 1 回目）
令和 8 年 9 月 17 日（木）	質問の受付締切 午後 5 時 15 分 資料の閲覧終了
令和 8 年 9 月 30 日（水）	申請の受付締切 午後 5 時 15 分
令和 8 年 10 月上旬	書類審査
令和 8 年 10 月中旬	指定管理者候補者の決定 指定管理者候補者の決定通知及び公表
令和 8 年 12 月	指定管理者の指定の議決 協定内容の協議
令和 9 年 1 月	協定の締結
令和 9 年 1 月～3 月	管理運営の準備 前任者からの引継ぎ
令和 9 年 4 月 1 日（水）	指定管理者による管理運営の開始

別紙 2

指定管理者候補者選定基準

適正基準	評価項目	評価の視点	審査対象
1 山出温泉の管理を適正かつ確実に行うことができると認められること。	A 施設の運営	(1) 一部の住民、団体に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか。	事業計画書など
		(2) 施設の利用を促進させる方針がとられているか。	
		(3) 地域との連携・協調が図られる内容となっているか。	
		(4) 利用者の要望等に柔軟に対応できる内容となっているか。	
		(5) 事業計画が現実的かつ具体的な内容となっているか。	
		(6) 関係法令等を遵守し、適正に運営を行うことができる内容になっているか。	
		(7) 施設の保守点検、清掃等の事業が確実に行われる内容となっているか。	
		(8) 施設の秩序維持、事故防止等のための対応が適切に行われる内容となっているか。	
		(9) 災害発生時や緊急事態での対応が適切に行われる内容となっているか。	
	B 法人等の実績及び能力	(1) 法人等の目的、申請の動機等から施設の管理を行うのにふさわしい団体か。	定款、寄附行為、事業報告書、決算書、団体概要、役員名簿など
		(2) 施設の管理運営を行うための業務実績を有しているか。	
		(3) 施設の管理運営を行うための経営基盤が安定しているか。	
		(4) 施設の管理運営を適切に行うことができる人員体制になっているか。	
	C 個人情報保護	(1) 業務を通じて取得した個人情報に関する情報の取り扱いを適正に行う体制が整備されているか。	事業計画書など
2 山出温泉の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成できると認められると。	A 収支計画	(1) 収支予算の積算は適正であるか。	事業計画書、収支計画書など
		(2) 事業計画と合致しているか。	
	B 自主事業の目的・内容	(1) 設置目的に合致した内容となっているか。	事業計画書など
		(2) 具体的で効果的な内容となっているか。	